

第 4 回 芸 備 線 再 構 築 協 議 会 議 事 次 第

〔令和 7 年 7 月 9 日 (水)
10:00~10:30
TKP 岡山会議室〕

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- (1) 芸備線再構築協議会規約の変更
- (2) 芸備線再構築協議会幹事会実施報告
- (3) 令和 6 年度芸備線再構築協議会決算
令和 7 年度芸備線再構築協議会予算の変更
- (4) その他

4. 閉会

配付資料一覧

第4回芸備線再構築協議会 出席者名簿

資料1 芸備線再構築協議会規約（案）

資料2 芸備線再構築協議会幹事会実施報告

資料3 令和6年度芸備線再構築協議会決算
令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

第4回 芸備線再構築協議会 出席者名簿

(敬称略・順不同)

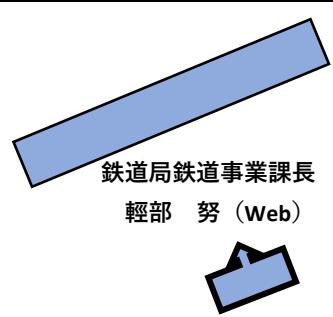
所 属	役 職	氏 名	備 考
国土交通省中国運輸局	局長	かねこ 金子 のぶひさ 修久	議長
岡山県	副知事	おさき 尾崎 ゆうこ 祐子	
	土木部長	おまつ 尾松 さとし 智	
広島県	副知事	よこた 横田 みか 美香	
	土木建築局長	ふじた 藤田 しろう 土郎	(代理出席) 道路河川管理課長 ふじい みちのり 藤井 通徳
新見市	副市長	ねいし 根石 けんじ 憲司	
	建設部長	いとう 伊藤 のぶあき 信明	
庄原市	副市長	きむら 木村 ひろし 洋	
	環境建設部長	あまの 天野 たけみ 武美	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社長	はやし 林 ひでき 秀樹	
	広島支社長	いいだ 飯田 としまさ 慎督	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	あかぎ 赤木 やすひで 康秀	
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	いとう 伊藤 ゆうぞう 雄造	
岡山県警察本部	交通部長	さえき 佐伯 まさあき 政昭	(代理出席) 交通規制課 課長補佐 ふろはし さとし 風呂橋 謙
広島県警察本部	交通部長	おかざき 岡崎 りょうじ 玲史	(代理出席) 交通規制課長補佐 まつうら ひであき 松浦 秀明
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	かんだ 神田 ゆうすけ 佑亮	
国土交通省中国地方整備局	局長	すぎなか 杉中 よういち 洋一	(代理出席) 副局長 ふかい あつお 深井 敦夫
安芸高田市	副市長	すぎやす 杉安 あきひこ 明彦	
三次市	副市長	やまざき 山崎 てるお 輝雄	
広島市	副市長	とだ 戸田 ゆうじ 祐二	(代理出席) 道路交通局参与 やまだ てるあき 山田 晃彬
国土交通省鉄道局	鉄道事業課長	かるべ 軽部 つとむ 努	

第4回芸備線再構築協議会 配席図

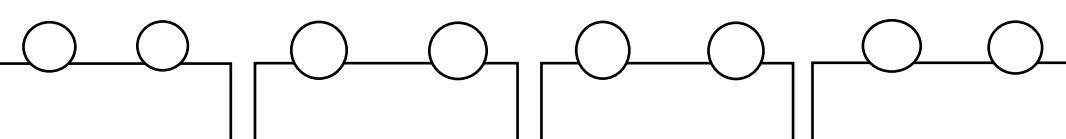
事務局席

柱

柱



鉄道局鉄道事業課長
軽部 努 (Web)



中国地方整備局 副局長 深井 敦夫
吳工業高等専門学校 教授 神田 佑亮
中国運輸局長 金子 修久

JR岡山

JR岡山

JR岡山

JR西日本
岡山支社長
林 秀樹

JR西日本

広島支社長

飯田 稔督

岡山県警

交通規制課長補佐

風呂橋 諭

広島県警

交通規制課長補佐

松浦 秀明

岡山県

土木部長

尾松 智

新見市

建設部長

伊藤 信明

広島県

道路河川管理課長

藤井 通徳

庄原市

環境建設部長

天野 武美

JR広島

JR広島

JR広島

JR広島

岡山土木

岡山土木

広島土木

庄原市

庄原市

庄原市

庄原市

岡山県 副知事 尾崎 祐子
新見市 副市長 根石 憲司
広島県 副知事 横田 美香
庄原市 副市長 木村 洋
三次市 副市長 山崎 輝雄
安芸高田市 副市長 杉安 明彦
広島市 道路交通局参与 山田 晃彬
岡山県バス協会 専務理事 伊藤 雄造
広島県バス協会 専務理事 赤木 康秀

岡山県

新見市

広島県

庄原市

王次市

安芸高田市

広島市

広島市

広島市

広島県

広島県

岡山県

岡山県

岡山県

岡山県

新見市

新見市

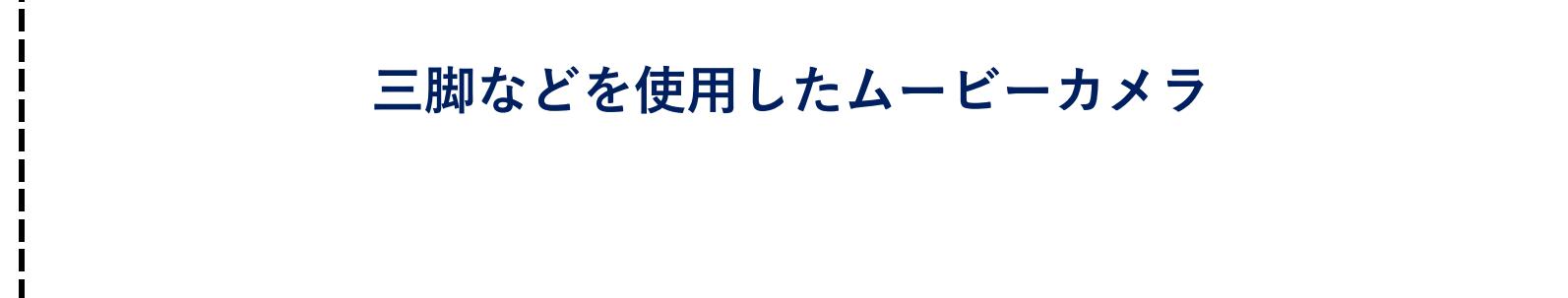
新見市

新見市

広島県

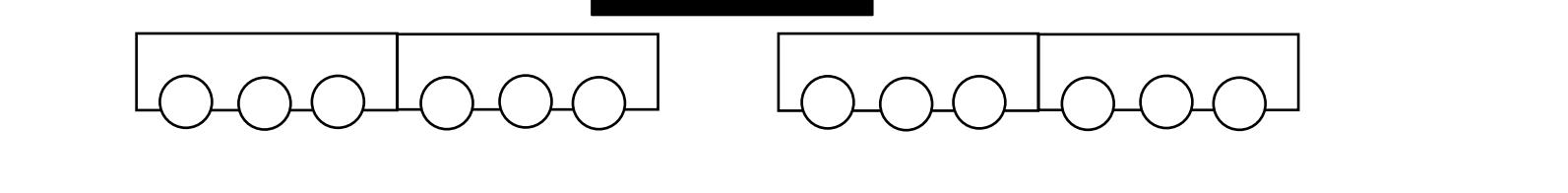
随行者席

随行者席



三脚などを使用したムービーカメラ

記者席



出入口

柱

柱

柱

柱

芸備線再構築協議会規約

(目的)

第1条 芸備線再構築協議会（以下「協議会」という。）は、次条に規定する特定区間に係る再構築方針（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第29条の3第1項に規定する再構築方針をいう。以下同じ。）の作成に関する協議を行うことを目的として設置する。

(対象区間)

第2条 協議会は、西日本旅客鉄道芸備線備中神代駅から備後庄原駅までの区間を特定区間（地域交通法第29条の3第3項に規定する特定区間をいう。以下同じ。）とし、特定区間に備後庄原駅から広島駅までを加えた区間を対象として議論する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を広島県広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎4号館中国運輸局内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。

- 一 特定区間に係る再構築方針の作成に関すること。
- 二 交通手段再構築実証事業計画（地域交通法第29条の4第1項に規定する交通手段再構築実証事業計画をいう。以下同じ。）の作成及び実施に関すること。
- 三 その他目的の達成のため必要と認められる事項

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 協議会は、地域交通法第29条の3第5項各号に掲げる者として構成員とすることが妥当である者がある場合その他構成員について変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

(議長)

第6条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、中国運輸局長をもって充てる。
- 3 議長は、議事運営その他の会務を総括する。

4 議長に事故があるときは、中国運輸局次長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、構成員（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 構成員は、代理の者を協議会に出席させることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、協議会への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会の公開又は非公開は、構成員と協議の上、議長が決定する。

(協議結果の尊重)

第8条 構成員は、協議会によって協議が調った事項について、協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図り、及び第4条各号に掲げる協議事項に関して機動的な検討を行うため、幹事会を設置し、議長の命を受けた事項について協議する。

- 2 幹事会の組織その他必要な事項は、協議会で協議の上、別に定める。

(部会)

第10条 協議会は、協議会に提案する第4条各号に掲げる協議事項に関する地域の実情に応じた機動的な検討を行うため、対象となる区間を定めた部会を設置し、議長の命を受けた事項について協議させることができる。

- 2 前項の区間は、特定区間の全部又は一部を含むものでなければならない。
- 3 部会に係る会計は、協議会及び幹事会の会計と区分して経理しなければならない。
- 4 部会の組織その他必要な事項は、協議会又は幹事会で協議の上、別に定める。

(議事及び協議資料)

第11条 協議会の議事については、速やかに議事の概要を作成し、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

- 2 協議資料は、原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 協議資料は、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、中国運輸局鉄道部内に事務局を置く。
2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、議長が定めた者をもって充てる。

(会計及び会計年度)

第13条 調査委託費、会場費等及び協議会に必要な経費は、国の事務経費等により負担するほか、協議により関係者において応分の負担を決めるものとする。
2 協議会の会計はこの規約の施行日に始まり、当該日から起算して、次の3月31日に終わり、以降、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、議長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、議長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

別表（第5条関係）

芸備線再構築協議会構成員名簿

(令和7年7月　日現在)

所属	役職	氏名	備考
国土交通省中国運輸局	局長	金子 修久	国
岡山県	副知事	尾崎 祐子	特定区間を 区域に含む 地方公共団体
広島県	副知事	横田 美香	
新見市	副市長	根石 憲司	
庄原市	副市長	木村 洋	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社長	林 秀樹	鉄道事業者
	広島支社長	飯田 稔督	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	関係する 公共交通事業者等
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	伊藤 雄造	
岡山県	土木部長	尾松 智	関係する 道路管理者
広島県	土木建築局長	藤田 士郎	
新見市	建設部長	伊藤 信明	
庄原市	環境建設部長	天野 武美	
岡山県警察本部	交通部長	佐伯 政昭	関係する 公安委員会
広島県警察本部	交通部長	岡崎 玲史	
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	神田 佑亮	中国運輸局長が 必要と認める者
国土交通省中国地方整備局	局長	杉中 洋一	
安芸高田市	副市長	杉安 明彦	
三次市	副市長	山崎 輝雄	
広島市	副市長	戸田 祐二	

芸備線再構築協議会幹事会 実施報告

令和7年7月9日
国土交通省 中国運輸局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(第5回幹事会：令和7年5月19日(月)開催)

第5回幹事会(令和7年5月19日)概要

○第5回芸備線再構築協議会幹事会(概要)

日時：令和7年5月19日(月)

場所：書面開催(22日(木)記者ブリーフィング実施)

議事：以下のとおり

1. 令和7年度実証事業(実証事業A)の実施	調査事業Aにおいてコンサルから提案のあった、地域経済効果を生み出すための施策のうち、実証事業Aで取り組む内容について議論 芸備線の増便やダイヤ変更、二次交通の連携・強化、観光コンテンツの造成等の施策に取り組むことを内容とする実証事業Aを実施することについて一致
2. 令和7年度調査事業(より専門的な分析等)の実施	調査事業Aの結果についてファクトとデータに基づく議論を深化させるため、新たなデータ収集やその他の調査・分析など、芸備線再構築に関するより専門的な分析等に関する調査事業(新調査事業)を実施することについて一致
3. 芸備線再構築協議会全体スケジュール	中国運輸局が提示した全体スケジュール案について、今後、再構築方針作成に向けて協議の進め方を今後議論していくことについて一致

今後の進め方：7月に第4回協議会を開催して、実証事業A・新調査事業の予算承認を得る

具体的な内容

1. 住民・来訪者利用に合わせた鉄道サービスの拡充・二次交通との連携強化

①芸備線の増便・ダイヤ変更

平日・土休日において、列車の増便・ダイヤ変更による運行を実施（ただし、増便等の準備期間や人員配置上困難な期間は、バスによる擬似的な増便を実施）

実施内容としては、アンケート・ヒアリングで意見の多かった以下の運行を想定

- ・主として地域住民の利用を対象として、毎日夕刻以降に運行（増便又はダイヤ変更）
- ・主として観光客等の来訪者を対象として、土休日に運行（増便）

②二次交通との連携強化

ア デマンド交通の活用

芸備線通常ダイヤや増便ダイヤに合わせ、特定区間を有する庄原地域・西城地域・東城地域・哲西地域において、バス・乗合タクシーなど二次交通のアクセスを改善

イ 企画乗車券の設定

芸備線と二次交通の利用促進を図るため、相互に利用可能となる企画乗車券（共通乗車割引券等）を設定

具体的な内容

2. 列車による観光コンテンツの形成

①列車の観光コンテンツ化

増便等の列車において、内外装のラッピングやヘッドマーク掲出を実施するなど列車自体の観光コンテンツ化を図る

②観光商品・旅行商品の提供

- ・沿線地域の付加価値の高い「コト」「モノ」消費を発掘し、沿線地域の観光地・観光施設・商業施設において提供
- ・地域食材を生かした商品を宿泊施設・飲食店・列車内において提供

③駅周辺にぎわい創出

増便等の取組や列車の観光コンテンツ化と合わせ、駅や周辺施設でのイベント（駅マルシェ等）を実施

④観光ツアー造成

上記を活用した観光ツアーを造成し、プロモーションを実施

具体的な内容

3. 広域的な周遊コンテンツとの連携

全国的な顧客基盤を有する既存周遊コンテンツ（スマホアプリ）と連携したタイアップイベント等を実施

4. 広域拠点としての駅舎活用・産業拠点形成

①駅の拠点化

特定区間沿線地域の駅舎の空きスペースを活用して、リモートワークが可能なコワーキングスペースを設置し、企業のサテライトオフィス化を通じた駅の拠点化を図る

②企業誘致のためのモニターツアー等の実施

サテライトオフィスを希望する企業を誘致するため、芸備線を利用した視察旅行やモニターツアー等を実施

5. 芸備線や駅周辺施設を活用した移住体験の提供による定住促進

駅周辺の空家を活用した移住体験プログラムを提供（プログラムでは、地域における自然・文化・食に触れる体験を提供するほか、コワーキングスペースを活用して就業環境も提供）

6. 既存事業の強化・支援

自治体や地域団体が実施する芸備線再構築に資する取組に対し、取組のプロモーション等による強化・支援を実施

7. 施策実施で得られたデータの分析

施策の実施で得られた利用者数や消費額などのデータを分析して効果検証を行い、実際の地域経済効果を測定

具体的な内容

1. 調査事業Aから派生する追加的な調査

①実証事業Aを補完するためのデータの収集

- ・調査事業Aにおけるデータ36項目に関する追加的なデータの収集（実証事業Aで実施する施策に必要なデータ）等

②その他協議会・幹事会の議論において必要となるデータの収集等

- ・①のほか、今後の議論で必要となる追加的なデータ収集と地域経済効果の試算

2. まちづくり・観光との連携による地域社会や公共交通の持続可能性の調査

①他地域におけるまちづくり・観光と鉄道等の公共交通の連携事例調査

②特定区間におけるまちづくり・観光と公共交通との更なる連携の検討

3. 総合的な分析の実施

①調査事業A（1. 追加的調査を含む）/実証事業A（実施しない施策の机上検証等を含む）の結果を踏まえた、地域経済効果の試算（調査事業A）の妥当性検証

②これまでの全ての収集データや取組を踏まえた、今後の議論に向けた総合的な分析の実施

4. 芸備線再構築協議会の運営事務補助

・協議会・幹事会の運営事務補助

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度~					
開催	上半期		下半期	※協議状況等により内容・時期の変更の可能性あり					
	3/26 第1回 協議会 5/16 第1回 幹事会	10/16 第2回 協議会 5/16 第2回 幹事会	3/26 第3回 協議会 12/25 第3回 幹事会	7月 第4回 協議会 5/19 第5回 幹事会	11月 第5回 協議会 8月 第6回 幹事会	1月 第7回 幹事会	3月 第8回 幹事会	R7年度と同様に開催	
協議内容				協議開始から3年以内を目安に再構築方針を作成					
				調査事業A 10/16~3/31実施	新調査事業 (より専門的な分析等に関する調査事業) 7月~3/31実施	調査事業 (再構築方針作成に関する調査事業) 4月~1年間実施			
				A 芸備線の可能性を最大限追求 B 最適な交通モードの在り方を検討	事業内容検討	実証事業A (9ヶ月) 7月~3/31実施	実証事業A (3ヶ月) 4月~3ヶ月間継続		
				※このスケジュール案は、協議開始から3年以内を目安とした再構築方針作成に向けて、今後進めるべき議論のスケジュールの方向性を示すものとして、中国運輸局が幹事会において構成員に提示するもの ※この案をもとに構成員間で今後議論していくことについて、共通認識として構成員間で一致する ※ただし、協議状況等により内容・時期の変更の可能性があることが前提	事業内容検討	実証事業B 4月~ 最適な交通モード実証	再構築方針案 協議 実証事業と並行して再構築方針案協議	方針決定	
					住民等意見聴取 (調査事業において実施)				

令和6年度芸備線再構築協議会決算 令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

令和7年7月9日
国土交通省 中国運輸局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年度芸備線再構築協議会決算

	款	項	目	予算額（円）	決算額（円）	内容
歳入	1 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	10,000,000	9,873,985	地域公共交通再構築調査事業費補助金
	2 負担金	1 各構成員負担金	1 西日本旅客鉄道負担金	5,000,000	5,127,567	
			2 岡山県負担金			
			3 広島県負担金	5,000,000	4,770,819	
			4 新見市負担金			
			5 庄原市負担金			
			6 その他構成員負担金	0	0	
	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	
	4 雑収入	1 雜入	1 雜入	0	1,771	利息
	歳入合計			20,000,000	19,774,142	
	款	項	目	予算額（円）	決算額（円）	内容
歳出	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2,000,000	1,628,275	協議会・幹事会会場費
		2 事務費	2 事務費	500,000	146,760	謝金、委員等旅費、その他事務費
	2 事業費	1 事業費	1 事業費	17,500,000	17,997,336	
	3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	
	歳出合計			20,000,000	19,772,371	
	次年度繰越金			0	1,771	

1

令和6年度芸備線再構築協議会決算(監査結果)



○芸備線再構築協議会財務規程第9条第2項に基づき議長が指名した監査委員である中国地方整備局において、令和7年6月26日に同条第3項に基づく芸備線再構築協議会の出納の監査を実施したところ、監査委員から議長に対して、適正に処理されているとの報告があった。

○芸備線再構築協議会財務規程（抜粋）

（監査）

第9条 協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、議長が指名する。

3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を議長に報告しなければならない。

令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

※下線は変更箇所

	款	項	目	予算額(円)	内容
歳入	1 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	<u>60,000,000</u>	地域公共交通再構築調査事業費補助金
	2 負担金	1 各構成員負担金	1 西日本旅客鉄道負担金	<u>30,000,000</u>	
			2 岡山県負担金		
			3 広島県負担金		
			4 新見市負担金	<u>30,000,000</u>	
			5 庄原市負担金		
			6 その他構成員負担金	0	
歳出	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	<u>1,771</u>	
	4 雑収入	1 雜入	1 雜入	0	
	歳入合計			<u>120,001,771</u>	
	款	項	目	予算額(円)	内容
歳出	1 運営費	1 会議費	1 会議費	<u>2,350,000</u>	協議会・幹事会会場費
		2 事務費	2 事務費	<u>150,000</u>	謝金、委員等旅費、その他事務費
	2 事業費	1 事業費	1 事業費	<u>117,500,000</u>	
	3 予備費	1 予備費	1 予備費	<u>1,771</u>	
	歳出合計			<u>120,001,771</u>	

3

令和7年度芸備線再構築協議会費用の各構成員の負担割合

参考

○協議会・幹事会の会場費等の「運営費」や調査事業等実施の費用である「事業費」については、芸備線再構築協議会財務規程第2条第1項に基づき、地域公共交通再構築調査事業補助金を活用して、国が1/2を補助し、残りの1/2について、西日本旅客鉄道株式会社が1/4を、特定区間の自治体が合わせて1/4を負担することを「基本的な負担割合」とすることが第2回幹事会において了承された

○令和7年度における芸備線再構築協議会で必要となる費用は、引き続き、基本的な負担割合に基づいて各構成員の負担額を決定していくこととする。ただし、調査事業や実証事業の実施に当たっては、その事業内容に応じて、事務的に協議した上で、按分により負担額を決定する

○芸備線再構築協議会の基本的な負担割合

構成員	負担割合
国	1/2
JR西日本	1/4
特定区間の自治体	1/4

※¹ 自治体負担分は、関係する自治体が負担する

※² 詳細な負担金の額は、事務的に調整を行う

※³ 地域公共交通再構築調査事業費補助金の上限は、調査事業1,000万円/実証事業5,000万円